



市政記者クラブ加盟社 各位

受領済み市・県民税申告書の未処理について

受領済み市・県民税申告書について、一部、賦課事務処理がなされていなかった事例が判明したので、概要をお知らせします。

1 概要

令和4年3月15日に郵送で受け付けた令和4年度市・県民税（国民健康保険税）申告書について、62人分の賦課事務処理が行われていませんでした。このうち、市・県民税について、増額が7人で355,000円、減額が7人で153,200円の影響が出ることが判明しました。また、課税・所得データを使用して事務を行っている各種事業へも次のような影響が出ています。影響総額は2,176,600円となり、詳細は下表のとおりです。※対象者は、重複している場合があります。

対象事業	対象者	増額(円)	減額(円)
市・県民税	14人	355,000	△153,200
国民健康保険税	23世帯	336,100	△1,036,600
後期高齢者医療保険料	1人	108,700	0
介護保険料	6人	59,200	△77,800
子育て世帯への生活支援特別給付金	1世帯	50,000	0
合計		909,000	△1,267,600

2 判明した経緯

令和4年7月13日、市民から国民健康保険税の軽減適用について問い合わせがあり、申告書を確認したところ令和4年3月15日に郵送で受け付けた62件が未処理であったことが判明しました。

3 原因

受領した申告書を画像データ化する作業に漏れが生じた結果、その後の賦課決定業務が行われなかったもので、次の3点が発生原因となっています。

- (1) 取り込み作業における作業手順をルール化していなかったこと。
- (2) 取り込み作業を担当職員1名で行っており、チェック機能が働いていなかったこと。
- (3) 申告書の枚数とスキャンした件数の照合を行っていなかったこと。

4 再発防止策

次の対策を講じ、再発防止に努めてまいります。

- (1) 事務処理の作業手順について、手順書を作成します。
- (2) 複数人で作業を行い、当初賦課入力時期において申告書の取り込み結果の確認を行います。
- (3) 申告書枚数とスキャン件数を作業日報に記録し、チェックを行います。

5 今後の対応

影響が生じている市・県民税及び4事業の対象者を訪問し、経緯を説明した上でお詫びし、必要な事務処理を速やかに行います。

【問い合わせ先】

財政部市民税課 課長 加藤 智之
TEL：019-626-7504（直通）